

令和 2 年 5 月 20 日現在

機関番号：11101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05614・19K20820

研究課題名（和文）戦後初期の協同民主主義に関する基礎的研究

研究課題名（英文）A Basic Study on Cooperative Democracy in the early postwar period

研究代表者

大谷 伸治（OHTANI, Shinji）

弘前大学・教育学部・講師

研究者番号：50826899

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：戦後初期に一定の政治的影響力を有していた協同民主主義は、戦前の革新原理であり総力戦体制・対外膨張を正当化した協同主義・「大東亜共栄圏」論の系譜にあった。しかしそれは、戦中期の自己批判を経て、自由民主主義・国家平等論を取り入れてその欠陥を是正し、戦後の国内国際秩序論を貫く体系的な民主主義論として再編されたものであった。そして、日本国憲法の三大原理を先取りするものであった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦後民主主義・日本国憲法は、戦前・戦中の総力戦体制・対外膨張を正当化した協同主義・「大東亜共栄圏」論を否定し、大正デモクラシーの潮流が復活することによって成立したと解されてきた。しかし、本研究では、むしろ協同主義・「大東亜共栄圏」論の枠組を基本的には維持しながら戦中期の自己批判によって再編した政府寄りの革新派たちの協同民主主義論が、日本国憲法の三大原理を先取りする憲法構想を準備していたことを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Cooperative democracy, which had a certain political influence in the early postwar period, was a continuation of corporatism and the "Greater East Asian Co-Prosperity Sphere" theory. However, the flaw was corrected after self-criticism during the wartime period. It already had the three main principles of the Constitution of Japan.

研究分野：日本近現代史

キーワード：協同民主主義 国体 憲法 天皇 非武装中立

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は、昭和政治思想史、日本国憲法制定・改正史、二つの歴史的研究要素をもつ。

戦後、昭和史研究において影響力をもったのは、天皇制ファシズム論であった。戦後民主主義・日本国憲法の基本理念である国民主権・平和主義・基本的人権は敗戦と占領の所産であり、戦前と戦後、大日本帝国憲法と日本国憲法は断絶したものとみなされていた。その後、改憲論に抗する中で、戦後民主主義や日本国憲法の源流を、自由民権運動や大正デモクラシー運動に求める研究が主流となり、戦前と戦後の連続性が見出された。だが、その連続性は昭和戦前・戦中期との連続性を意味しなかった。昭和戦前・戦中期はファシズムの時代であり、帝国憲法と日本国憲法が断絶したものだという認識は変わらなかった。そして、こうした見方は戦後政治史・改憲史に連続した。すなわち、国体論・帝国憲法といった伝統への復古を求める政府寄りの保守（改憲）対戦前のデモクラシーの潮流を継承し戦後民主主義・日本国憲法の理念を死守しようとする政府批判者としての革新（護憲）という構図である。

その後、政治史・政治過程論の見地から、伊藤隆の革新派論、雨宮昭一や山之内靖らの総力戦体制論が、戦中と戦後の連続性を見出し、ファシズム論の枠組を修正してきた。

それに比べ立ち遅れていた昭和政治思想史・日本国憲法制定史研究も近年進展が見られる。日本国憲法の成立を、帝国憲法さらには前近代からの歴史的必然として捉えようとする研究が始まっている。特に注目すべきは、昭和期の一見神がかり的・狂信的に見える国体論が実は国民主権的な契機を内包しており、それが象徴天皇制へと繋がるということが明らかにされてきたことである。しかしこれらの研究は、第一に原理的な考察が多く実証性に欠ける部分があること、第二に、昭和戦前・戦中期の考察が不十分なことが課題である。帝国憲法との連続性を主張するのであれば、昭和戦前・戦中期の個別具体的な実証の上になされねばならない。

こうした問題意識から、研究代表者は博士論文にて、昭和戦前・戦中期の政治学者・矢部貞治のデモクラシー（衆民政）論と国体論を中心に、同時期の憲法学者や政治学者（里見岸雄、大串兎代夫、藤澤親雄、南原繁）との比較を交えつつ、戦後民主主義・日本国憲法との連続性について分析・考察し、政府寄りの立場の者たちによる昭和戦前・戦中期の共同体的衆民政論が戦後の協同民主主義に直結することを論証して、民間の政府批判者による自由民権運動・大正デモクラシー運動が戦後民主主義に復活したとする従来の枠組を修正することを試み、一定の成果を得た。しかし課題も残された。本研究はこの残された課題に取り組んだ。

すなわち、戦後ある時期まで政治的影響力を有していた協同民主主義はいつしか衰退し、やがて忘却された。そして、ファシズム論や保守対革新という見方が支配的となった。それはなぜなのか。これが本研究の問いであった。

### 2. 研究の目的

本研究は、戦前・戦中との連続性に着目しながら、戦後初期に政治的影響力を有していた協同民主主義という思想とそれにもとづく政治的活動を詳らかにすることによって、その衰退と忘却の理由を解明すること、さらには従来の昭和史研究の枠組を修正することを目的とした。本研究では2人の人物（松谷誠、矢部貞治）に注目して史料を調査・収集した。

松谷は、戦争末期に陸相・首相秘書官として終戦工作に従事し、戦後は復員省にて戦犯裁判業務に従事した人物である。松谷はその業務に資するために学者や官僚からなるブレングループ（以下、松谷グループ）を組織した。そして、戦後初期の松谷グループの議論をリードしたのが矢部である。マッカーサー三原則が提示される以前の1946年1月、矢部が素案を書き、グループでまとめた国家再建構想は協同民主主義にもとづく国家再建を謳い、すでに日本国憲法の三大原理を網羅し憲法研究会案に匹敵する民主的な建国綱領を書いていた。また彼らは、戦争責任論でもラディカルな面をもっていた。従来知られてきた退位論は敗戦責任・道義的責任を問うものであったが、松谷グループは天皇の開戦責任・政治的責任を問い、退位を主張していた。政府部内の人物である松谷、政府に近い保守的な人物と見られてきた矢部が自発的に日本国憲法に連なる構想をもっていたことは、従来の昭和史の枠組に修正を迫る興味深い事実であり、詳しい検討が必要である。

にもかかわらず、管見の限りでは松谷グループや矢部の戦後に注目した研究はない。「協同民主主義」という言葉を用いた研究はないが、「協同主義」に関する研究はいくつかある。しかし主に戦前の三木清ら昭和研究会が唱えた協同主義に関する思想史研究、戦後は協同主義政党に関する政治史研究である。なかでも最も体系的な協同主義研究である塩崎弘明『国内新体制を求めて』（九州大学出版会、1998年）は、「協同主義の思想と運動の系譜にこだわるのであれば」、松谷グループにも「問題の焦点を合わせなければならなくなる」としながらも検討していない。

このように松谷や矢部は、協同主義研究だけでなく、昭和史研究全体の進展にも大きな可能性をもつ。彼らの思想と行動からアプローチすることが、本研究の独自性・創造性である。

### 3. 研究の方法

本研究では、これまでの協同主義研究で検討の必要性が指摘されながらも果たされていなかった松谷と矢部の思想と行動を、史料に即して詳察する実証史学の手法によって、協同主義研究に新たな事例を付け加える。国立国会図書館憲政資料室・防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室・政策研究大学院大学図書館等での史料調査・収集、その内容分析・検討によっておこなった。

#### 4. 研究成果

2年にわたる研究において、4つの学会発表をおこなった。そのうち1つは論文として、学術雑誌に掲載された。順にそれぞれの学会発表の概要を報告する。

2018年度は、協同民主主義にかんする先行研究の収集・分析に励みつつ、戦前・戦中との連続性に着目しながら、松谷誠や矢部貞治の1945～1946年の国家再建構想を分析・考察し、2つの学会発表をおこなった。

(1)「『団子坂研究会』の非武装中立論」(2018年度東北史学会・弘前大学国史研究会合同大会、2018年10月7日)では、松谷グループ(「団子坂研究会」)の非武装中立論に焦点を当て、いつ頃からその構想をもち始めたのか、「大東亜共栄圏」構想のどの部分が克服された/引き継がれたのか、非武装中立下での安全保障や国際協調体制をいかに考えていたのかを検討した。結果として、「団子坂研究会」の非武装中立論は、総力戦体制と対外膨張を正当化した「大東亜共栄圏」論と協同主義の系譜にありながら、国家平等論を取り入れ、その欠陥を克服した世界連邦構想の一貫であったことを明らかにした。

具体的には、団子坂研究会が非武装に転じた直接のきっかけは原爆の出現であった。原爆の出現は、戦争のあり方を根本的に変えた。超国家体制による絶対平和の実現を目指し、非武装平和論が提唱された。団子坂研究会もそのひとつとして位置づけられるものであった。

また敗戦国日本にとって、非武装を全面に押し出すことが「劣後国民への転落状態」から世界の先頭に立つ唯一の手段であった。ナショナリズムとしての非武装平和論である。団子坂研究会の非武装中立論もその性格を有していた。

ただこれらは従来の枠組の再確認にすぎなかった。真の意義はここからであった。

重光葵らが再定義した「大東亜共栄圏」論の系譜に位置するものであった。敗戦直前に構築された支配なき「東亜連盟」論はまさにその嫡出子であった。指導国論が支配的な性格をもっていたことを反省して国家平等論を再評価しつつも、一元的な世界的安全保障体制と地域的安全保障体制の併用を目指したものであったからである。ただこれは武装中立論であった。非武装と結合するにはもう一手が必要だった。

それが「協同民主主義」であった。戦前の革新原理である協同主義を、戦後の国内国際秩序論を貫く体系的な民主主義論として再編したものであった。これが「大東亜共栄圏」論と非武装平和論を結合した。かくして共栄圏論は、主権制限の憲法明記、「東亜連邦」と国連の併用による世界連邦構想に発展した。ここに非武装中立論が完成した。

これについては成稿し、「『団子坂研究会』の非武装中立論：「大東亜共栄圏」論との連続性」(『日本歴史』第862号、2020年3月)に掲載された。

(2)「矢部貞治の憲法改正案と国体論：国体論と日本国憲法の連続性に関する一考察」(青森法学会第21回研究大会、2018年12月9日)では、矢部貞治が敗戦前後に政府筋の依頼で執筆した憲法改正案や国家再建構想を素材に、戦前・戦中の共同体的衆民政論との連続・非連続を検討した。結果、敗戦を前にした矢部政治学は新体制～戦中期の自己批判によって発展し、協同民主主義とは、戦前期の自由的衆民政と共同体的衆民政を止揚したものであったことが明らかとなった。

具体的には、デモクラシー論では、南原繁の政治哲学に接近した。デモクラシーの本義を「古代人の自由」に見出し、共同体的衆民政論が孕んだ全体主義に墮す構造的問題を克服した。それは戦前への単純な回帰ではなかった。「協同民主主義」は、戦前の自由的衆民政と共同体的衆民政を止揚したものであった。地域の生活協同体の自治に国民が参加することで、自由と公共性を両立した国民共同体の構築を目指した。

国体論では、里見岸雄の国体論を採り入れ、一君万民論から君民一体論へ変化した。それは、戦前から影響を受けていた美濃部達吉と筭克彦の国体論との止揚だった。これが矢部国体論の真骨頂であった。内容自体は後追いに過ぎないが、新体制期の失敗を活かし、デモクラシーと接合する国体論を構築すべく、戦前・戦中に敵対していた両者を一本化した。

こうして再編された根本規範としての国体の「表出」が憲法改正案であった。「象徴」天皇制に結実した。しかし、天皇はあくまで形式的な統治権総攬者として位置づけるべきだとした。英国型の立憲君主制下の議院内閣制を理想としたからである。この点では、南原が矢部に接近した。戦中には思想も行動も違えた両者が敗戦前後に歩み寄り、君民一体論にもとづいて民主主義論・天皇論を構築し憲法を論じた。

2019年度は、当初は(1)のその後を研究する予定であった。すなわち、冷戦体制が激化していくなかで、「団子坂研究会」の非武装中立論がいかに変容していったのか、1946～1948年頃の国家再建構想を分析・考察する予定であった。

しかし、予定を変更し、戦前憲法学史研究を進めることとした。戦後初期の協同民主主義を対象とする本研究の目的とは矛盾するように思うかもしれない。しかし、(2)で明らかにしたように、矢部貞治が敗戦前後に協同民主主義を生み出した時、国体論を精察し、憲法改正案・象徴天皇論を導出したことを鑑みれば、戦前憲法学において国体・憲法・天皇がどのように語られてきたのかを解明することが、戦後初期の協同民主主義の基礎を解明するうえで不可欠であると

考えたからである。以下2つの学会発表をおこなった。

(3)「戦前憲法学史再考論：国体・憲法・天皇の位置関係に着目して」(青森法学会第22回研究大会、2019年11月10日)では、国体・憲法・天皇の位置関係に着目して、戦前憲法学の主要学説(穂積八束、美濃部達吉、国体憲法学派(里見岸雄、山崎又次郎)、新体制派(黒田覚、大串兎代夫、矢部貞治))を再検討し図式化した(図1)。再検討にあたっては、国体は法的概念か歴史的倫理的観念か、憲法は不文憲法か成文憲法典か、天皇は明治天皇か今上天皇か、の区別を意識した。図式化に際しては、縦軸は憲法典と天皇の上下関係、横軸は国体を不文憲法とみるか・憲法典と一体化させるかを指標にして、4象限マトリクスに位置づけ、戦前憲法学史の見取り図を試論として提示した(図2)。

図1 戦前憲法学における国体・憲法・天皇の位置関係

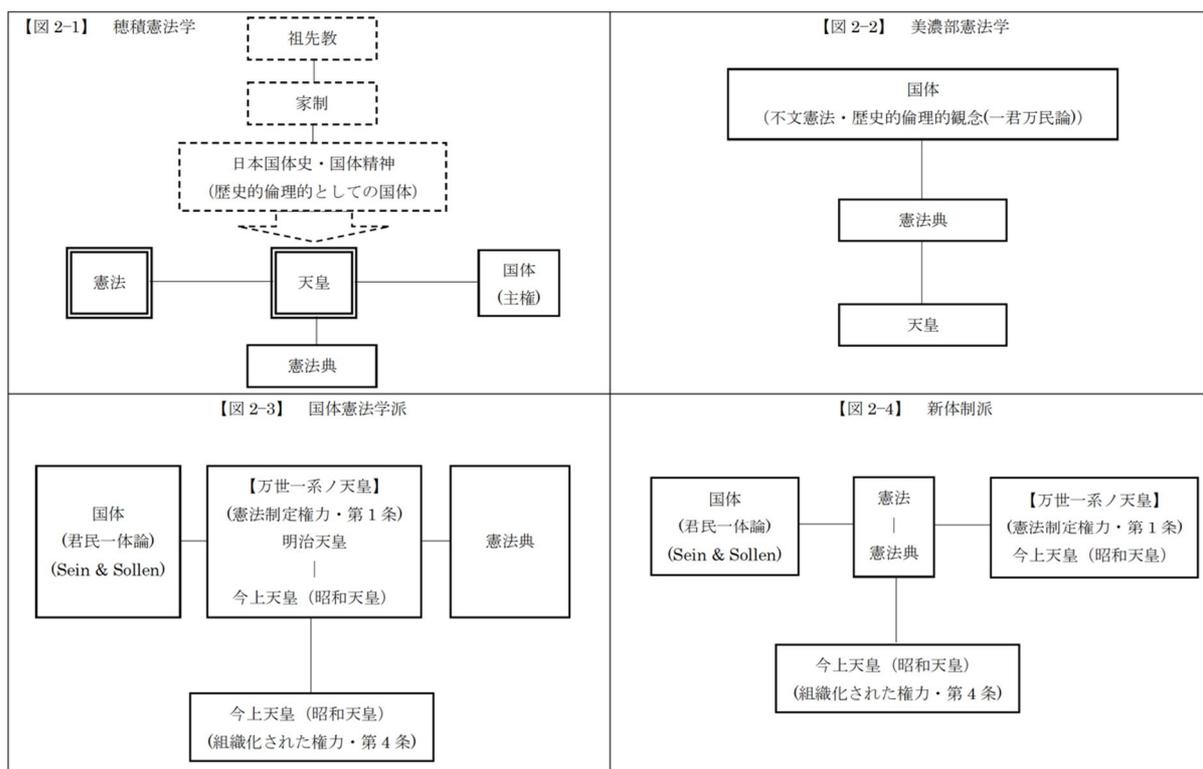
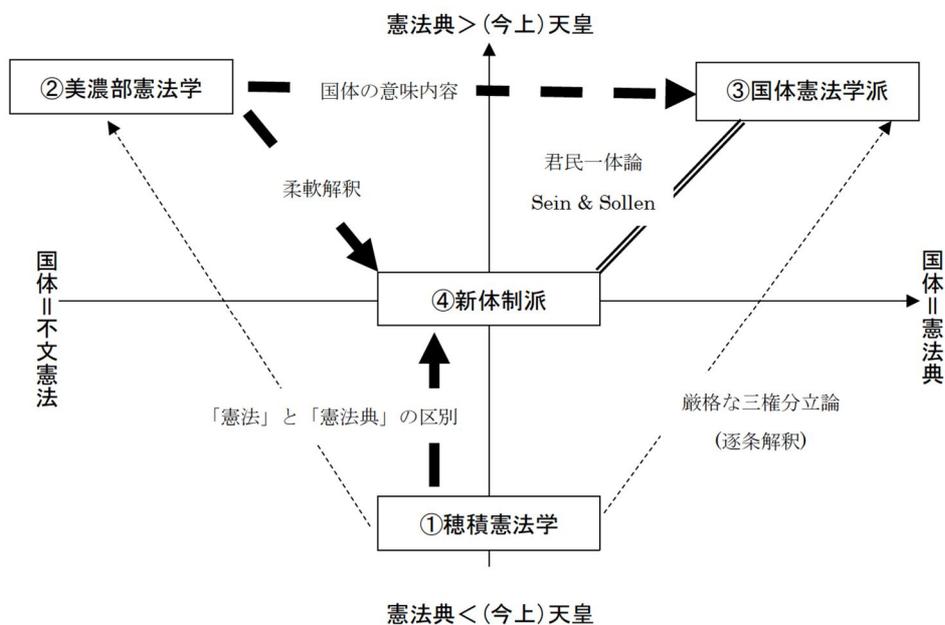


図2 国体・憲法・天皇の位置関係からみた戦前憲法学の位置づけ



(4)「天皇機関説事件後の憲法学：新体制派と反対派を分けたものは何か？」(弘前大学国史研究会第96回例会、2019年12月15日)では、(3)の続編として、天皇機関説事件後の憲法学に焦点を絞り、新体制派と反対派を分けたものは何かを考察した。そして、新体制派と反対派の対立は、憲法制定権力である天皇を誰とみるかの相違に起因した。帝国憲法を欽定した明治天皇とみなすか(反対派)、明治天皇と昭和天皇を同等とみなすか(新体制派)の相違であったことを明らかにした。

具体的には、新体制派は、今上天皇を形式上も実質上も憲法制定権力の主体とみた。いわば「招来されるべき憲法」の憲法制定権力の主体であった。そのため、根本規範である国体と天皇を等価とし、解釈改憲を正当化した。

一方、反対派にとっての憲法制定権力は、「祖宗の遺訓」を明徴にすべく帝国憲法を欽定した「明治大帝」であった。憲法制定権力は、帝国憲法の欽定に際して「明治大帝」が行使したと捉えることで、それはもはや凍結されたものと解した。したがって、今上天皇の憲法制定権力は、形式上のものにすぎなかった。今上天皇は、実質的には「組織化された権力」でしかなかった。これは字面だけ読めば、国体によって憲法制定権力を拘束しているようにみえる。しかしその内実は、「明治大帝」の憲法制定権力(国体)によって、現世の憲法制定権力(統治権)の主体である今上天皇を拘束する試みであった。

以上が本研究の成果である。当初の予定を変更したため、協同民主主義の衰退と忘却の理由を解明するという本研究の当初の目的は達成できなかった。しかし、未解明の点が多かった協同民主主義の戦前・戦中との連続/断絶を詳らかにできたこと、また、戦後民主主義・日本国憲法への連続性の解明という点では戦前憲法学史を再考する見取図を試論的に提示できたことは収穫であり、昭和政治思想史研究の深化に微力ながら寄与できたと考える。戦前憲法学の戦後への連続についてのさらなる分析、協同民主主義の衰退と忘却の理由の解明は今後の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大谷 伸治	4. 巻 862
2. 論文標題 「団子坂研究会」の非武装中立論：「大東亜共栄圏」論との連続性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本歴史	6. 最初と最後の頁 57-75
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大谷 伸治
2. 発表標題 「団子坂研究会」の非武装中立論
3. 学会等名 東北史学会・弘前大学国史研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大谷 伸治
2. 発表標題 矢部貞治の憲法改正案と国体論：国体論と日本国憲法の連続性に関する一考察
3. 学会等名 青森法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 大谷 伸治
2. 発表標題 戦前憲法学史再考論：国体・憲法・天皇の位置関係に着目して
3. 学会等名 青森法学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大谷 伸治
2. 発表標題 天皇機関説事件後の憲法学：新体制派と反対派を分けたものは何か？
3. 学会等名 弘前大学国史研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考